

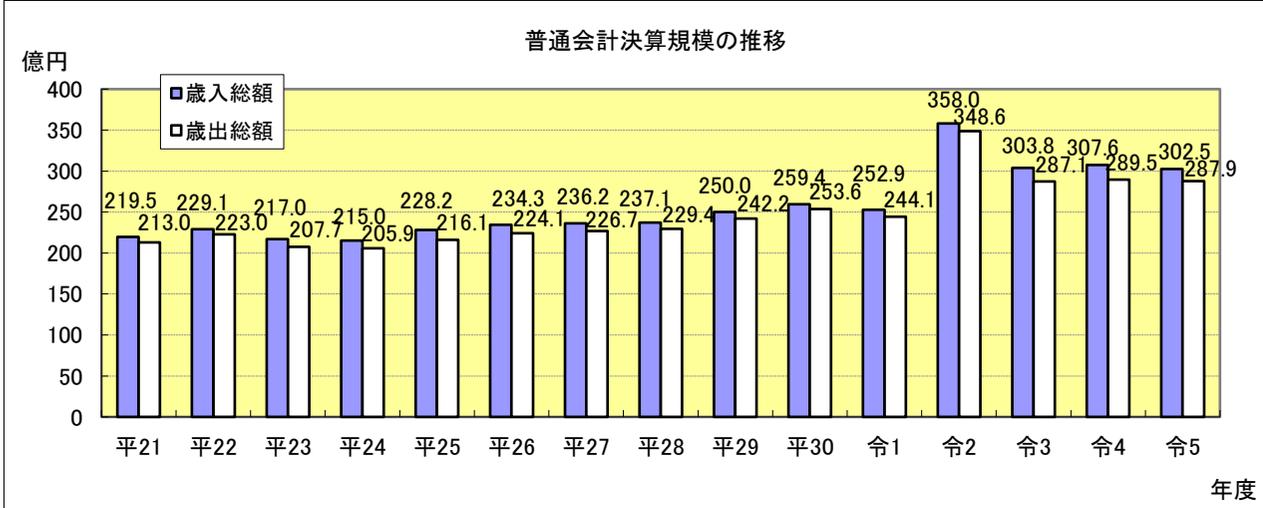
尾張旭市の各種財政指標の推移

令和6年9月
尾張旭市 財政課

各表の金額等は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計などと一致しない場合があります。

○普通会計決算規模の推移

令和5年度の普通会計決算規模について、歳入では、公共施設整備基金繰入金(△5.1億円)が減少し、減債基金繰入金(△4.1億円)が皆減したこと等により、前年度と比較して5.1億円減少しています。歳出では、繰上償還の皆減に伴う公債費(△3.1億円)、水道事業会計への物価高騰対策補助金(△1.8億円)、印場駅バリアフリー化整備事業(△1.6億円)の減少等により、前年度と比較して1.6億円減少しました。



(単位:千円)

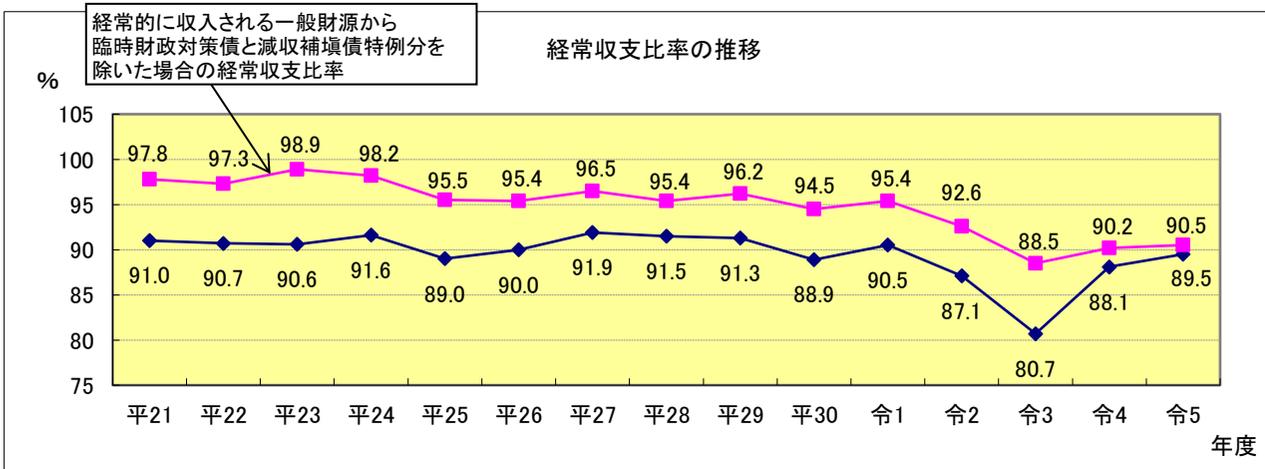
	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
歳入総額	21,949,798	22,905,595	21,700,400	21,496,447	22,824,604	23,434,296	23,623,837	23,712,668
歳出総額	21,298,418	22,299,685	20,767,521	20,588,734	21,606,393	22,408,739	22,669,089	22,944,050

	平29	平30	令1	令2	令3	令4	令5
歳入総額	24,998,798	25,941,052	25,291,413	35,800,042	30,381,271	30,757,054	30,249,810
歳出総額	24,220,714	25,355,286	24,405,111	34,855,790	28,712,813	28,949,520	28,787,962

○経常収支比率の推移

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税等を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)と臨時財政対策債の合計額に占める割合です。この比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

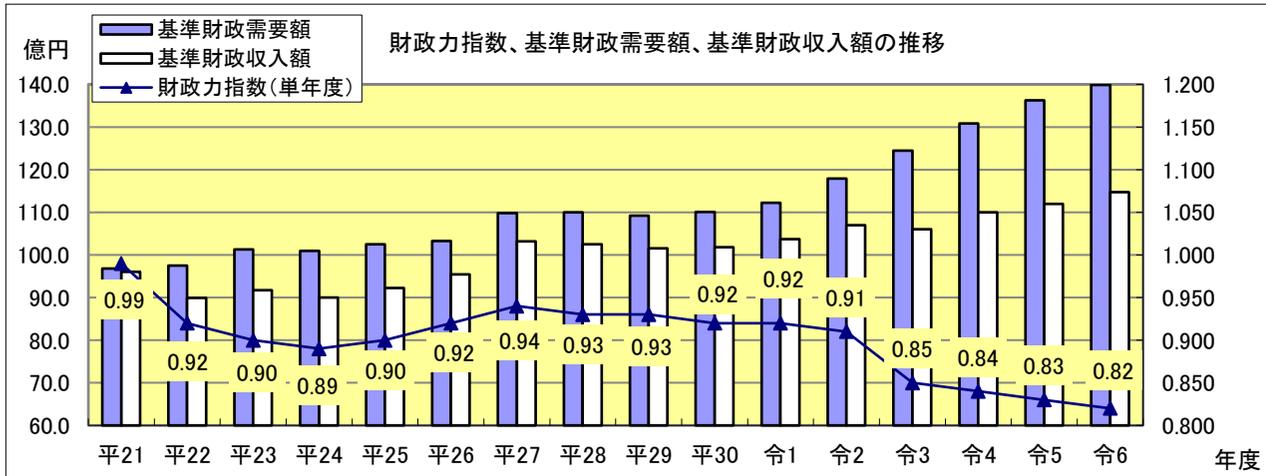
令和5年度は、歳入では、普通交付税や地方税の増加等により、前年度と比較して3.6億円増加しました。また、歳出では、扶助費、人件費、公債費といった義務的経費で顕著な伸びが見られ、前年度と比較して5.7億円増加しており、比率は1.4ポイント上昇しました。令和6年度以降も同様に、義務的経費の増加に加え、物価高騰等による経常経費の全般的な増加により、比率は上昇するものと見込まれます。



○財政力指数、基準財政需要額、基準財政収入額の推移

普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える場合に、その差額(財源不足額)を基本として交付されるもので、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られる指標が財政力指数です。財政力指数が1を超えた場合(基準財政需要額<基準財政収入額)は、普通交付税の不交付団体となります。財政力指数が高いほど、普通交付税上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

近年、基準財政需要額、基準財政収入額がともに増加しており、本市の財政規模は拡大傾向にあります。



	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
基準財政需要額	9,675,610	9,745,237	10,133,417	10,089,086	10,245,298	10,334,773	10,982,135	10,997,174
基準財政収入額	9,596,188	8,987,554	9,166,528	9,003,641	9,219,279	9,542,047	10,316,122	10,254,947
財政力指数(単年度)	0.99	0.92	0.90	0.89	0.90	0.92	0.94	0.93

	平29	平30	令1	令2	令3	令4	令5	令6
基準財政需要額	10,918,593	11,012,436	11,222,792	11,794,495	12,445,802	13,079,314	13,628,026	13,985,665
基準財政収入額	10,146,608	10,181,472	10,370,323	10,701,680	10,604,478	11,004,678	11,200,954	11,465,133
財政力指数(単年度)	0.93	0.92	0.92	0.91	0.85	0.84	0.83	0.82

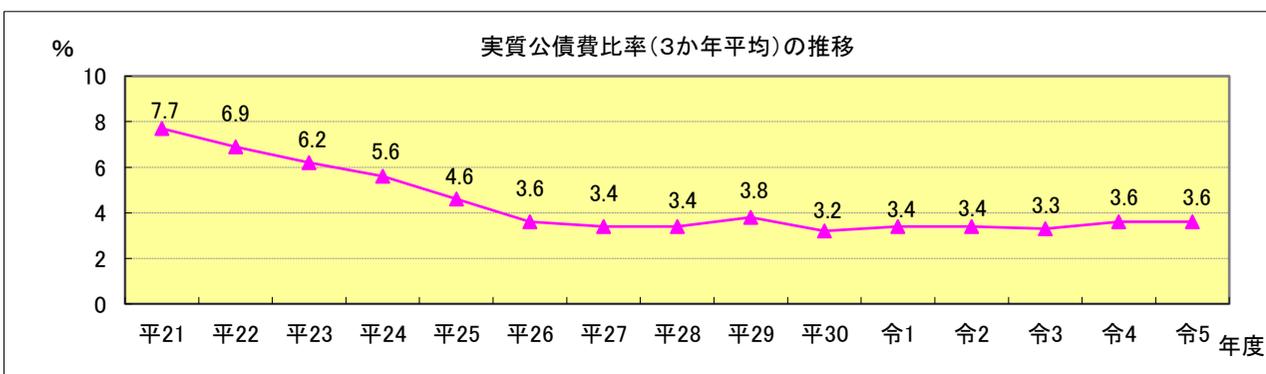
※令和6年度の数値は、国の補正予算等の状況により変更になる場合があります。

○実質公債費比率の推移

実質公債費比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率のひとつです。公営企業(上水道事業や下水道事業など)の地方債の償還に充てた繰入金や、一部事務組合等の起こした地方債に充てた補助金、負担金等も「準元利償還金」として算入し、厳格に市町村の公債費や公債費に相当する部分の負担割合を算定するための指標です。

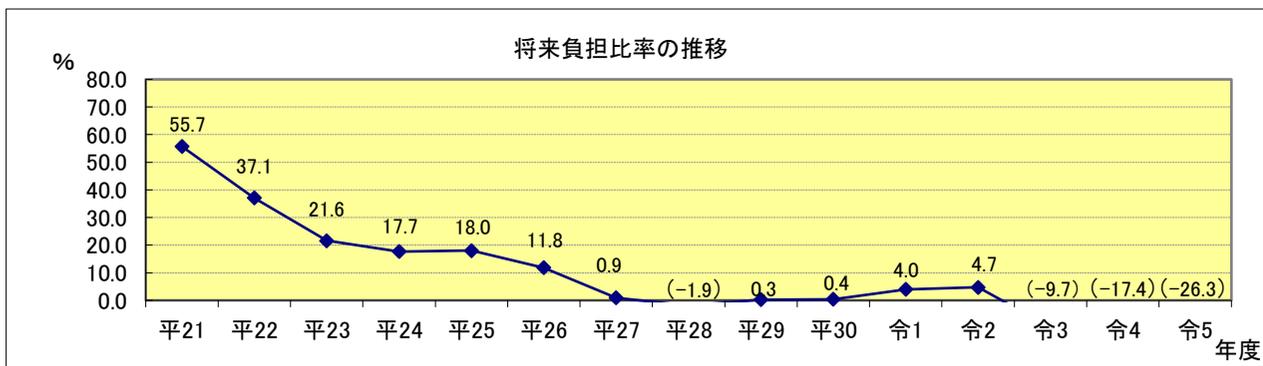
地方債は、無制限に発行できるものではなく、健全な財政運営のため、事業目的や地方公共団体の財政状況により、発行が制限されます。実質公債費比率(3か年平均)が18%を超えると許可団体に移行し、25%を超えると一般単独事業等の地方債の発行が制限され、35%を超えると一般公共事業債等の補助事業の地方債の発行が制限されます。

近年は同水準(3~4%)で推移しています。



○将来負担比率の推移

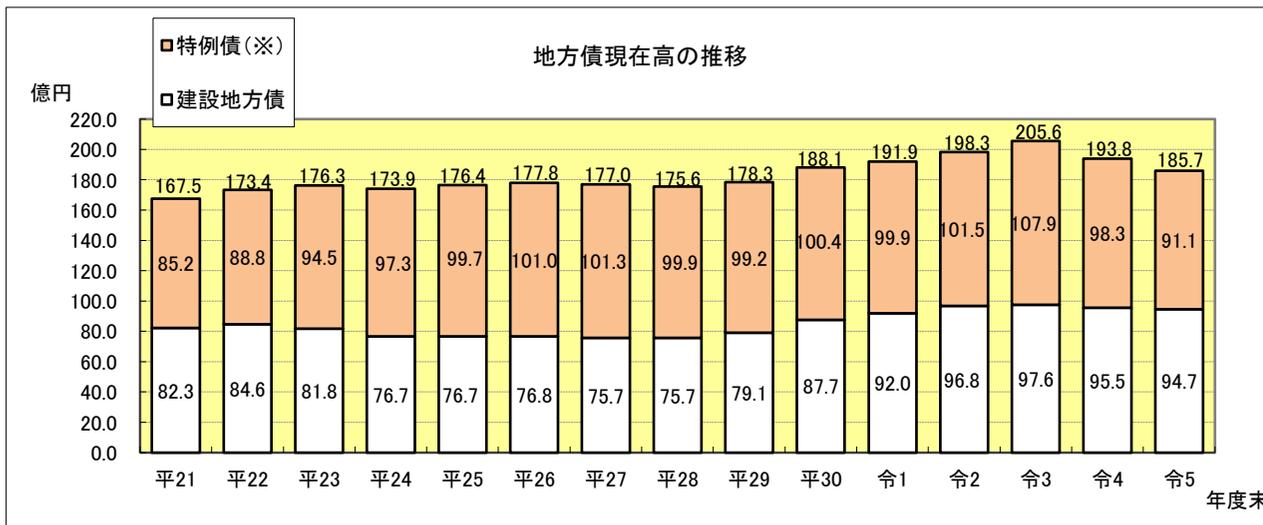
将来負担比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率のひとつです。
 地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高と、その支払に充てることができる基金等の残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを判定します。
 将来負担比率が早期健全化基準の350%を超えた場合は、財政健全化計画の策定など、財政の早期健全化に向けた取組を行う必要があります。
 近年は将来負担額以上に充当可能財源等が見込まれることで、算定結果はマイナスとなっています。



※算定結果がマイナスとなる場合は、「算定数値なし」となるため、グラフに表記されません。

○地方債現在高の推移

地方債現在高は、家計に例えると借入(ローン)残高に相当します。
 地方債には、公共施設の建設や改修など一度に多額の経費が必要な場合に、その財源確保とともに、将来利用する世代も含めて負担を公平にするために借入を行う建設地方債、地方交付税の振替措置として借入を行う臨時財政対策債などがあります。
 令和5年度は、臨時財政対策債の発行可能額の減少や既発債の元金償還などにより、新発債発行額を償還元金が上回ったため減少しました。今後は、三郷駅周辺まちづくり事業をはじめとした大型事業や、公共施設の長寿命化対策への地方債発行により、建設地方債現在高が増加する見込みです。



※特例債は、建設地方債以外の地方債で、市民税減税補填債、減収補填債、臨時財政対策債をいいます。

○積立金(基金)残高の推移

積立金(基金)残高は、家計に例えると貯金残高に相当するものです。

基金には、大規模な災害や経済事情の著しい変動などに対処するための財政調整基金、市債の償還等のための減債基金、公共施設の整備事業の資金に充てるための公共施設整備基金など特定の目的のために積み立てている特定目的基金があります。

令和5年度の積立金残高は、財政調整基金が2.5億円増加、減債基金が75,613千円増加、公共施設整備基金などその他特定目的基金が56,199千円増加したことにより、合計3.8億円増加しています。

